

平成 2 1 年度

教育委員会の点検・評価報告書

(平成 2 0 年度対象)

平成 2 1 年 9 月
島根県教育委員会

目 次

1	趣旨	1
2	点検評価の構成	1
3	点検評価項目	2
4	数値目標項目	3
5	しまね教育ビジョン 2.1 取組状況の点検・評価	
	施策 1 心身の健康を大切にした教育の推進	4
	施策 2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進	8
	施策 3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進	13
	施策 4 互いの人権を尊重する教育の推進	18
	施策 5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進	20
	施策 6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進	25
6	島根県総合教育審議会の意見	30
	(参考資料)	
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)抜粋	31
	各取組における主な報告書等一覧	32

1 趣旨

県教育委員会では、少子高齢化の進行や情報化社会の進展、家庭環境の多様化と地域の教育力の変化など、子どもをとりまく教育環境が大きく変わる中で、島根がめざす子どもの教育の基本的な方向や考え方を明らかにするため、「しまね教育ビジョン21」を平成15年度に策定（平成19年度改訂）しました。

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

県教育委員会では、総合教育審議会の意見を得て、「教育委員会の点検・評価」（以下「点検評価」という。）を実施し、本報告書にまとめました。

2 点検評価の構成

(1) 項目

点検評価の対象を「しまね教育ビジョン21」の施策とし、第2章各論の6つの施策ごとに点検評価をします。

(2) 取組の基本的な考え方

「しまね教育ビジョン21」の各「施策の具体的な取組」ごとに【基本的な考え方】を記載します。

(3) 平成20年度の取組の概要

「施策の具体的な取組」に対応する20年度に実施した主な取組の実施状況、成果等を記載します。

(4) 数値目標項目

数値目標を定めている項目について、進捗状況を記載します。

(5) 評価、今後の対応

取組の概要や進捗状況を踏まえ、施策の評価、今後の対応を記載します。

(6) その他

この報告書のほか、別途、議会に提出した「予算執行の実績並びに主要施策の成果」のうち該当部分についても、点検・評価の結果に関する報告書とみなすものとします。

3 点検評価項目

施策	具体的な取組	
1 心身の健康を大切に した教育の推進	(1)生活習慣の改善	(ア)望ましい生活習慣の確立
		(イ)食育の充実
	(2)体力・運動能力の 向上	(ア)教科体育の充実
		(イ)運動部活動の活性化による競技力の向上
		(ウ)総合型地域スポーツクラブの育成支援
	(3)心の教育の推進	(ア)道徳教育の推進
(イ)自然や文化を愛し、生命を大切にする心の育成		
2 夢を描き、その実現 に向かっていく教育の 推進	(1)学力の向上	(ア)学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実
		(イ)家庭での学習習慣の確立
		(ウ)幼保小中高が連携した学習指導の推進
		(エ)授業力向上のための研修の充実
	(2)キャリア教育の推 進	(ア)職業観・勤労観の形成
		(イ)産業界や地域との連携による県内就職の促進
3 創造性や個性の基 礎となる感性を育む教 育の推進	(1)読書活動の推進	(ア)読書習慣の確立
		(イ)学校図書館の充実と活用の推進
	(2)文化活動の活性 化	(ア)文化に親しむ機会の確保
		(イ)地域社会と連携した文化部活動の推進
	(3)ものづくり活動の推 進	(ア)小・中学校におけるものづくり活動の推進
		(イ)専門高校における人材の育成
4 互いの人権を尊重 する教育の推進	(1)人権を尊重する教 育推進のための基盤 整備	(ア)人権を尊重した学校づくりの推進
		(イ)人権意識を高めるための指導の充実
5 地域への愛着と誇り を育む教育の推進	(1)学校・家庭・地域 の連携協力による教 育力の充実	(ア)ふるさと教育の推進
		(イ)放課後の子どもの居場所づくりの推進
		(ウ)公民館活動の充実による「地域力」醸成
		(エ)社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進
	(2)社会教育の振興に よる生涯学習社会の 実現	(ア)生涯学習推進センターにおける指導者養成機能の強化
		(イ)社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実
6 すべての子どもたち の学びを支える取組 の推進	(1)不登校の子どもに 対する取組の充実 の推進	(ア)教職員の資質向上を図る研修の充実
		(イ)組織的な支援体制の充実
		(ウ)教育相談体制の充実
		(エ)多様な学びの場や居場所の充実
	(2)特別支援教育の充 実	(ア)一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実
		(イ)社会的・職業的自立の促進
(ウ)特別支援学校のセンター的機能の充実		

4 数値目標項目

取組等 (2頁参照)	数値目標項目	対象校	改訂時数値 (平成19年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
1-(1)-(ア)	朝食を毎日とる児童生徒の割合	小学校	96.8%	97.3%	100.0%
		中学校	90.0%	91.5%	95.0%
1-(2)-(ア)	親世代(昭和50年を100とした場合)との体力比較	中学2年生	95.0	95.2	96.0
1-(2)-(イ)	全国大会における入賞数(ベスト8以上)		40	42	42
1-(2)-(ウ)	総合型地域スポーツクラブ設置市町村数		6	6	21
1-(3)-(イ)	体験学習を実施した学校の割合	小学校	95.5%	100%	100%
2-(1)-(ア)	全国学力調査・学習状況調査において、全国を100とした時の県の値	小学校	99.6	96.9	103
		中学校	101	101.7	103
2-(1)-(イ)	学校以外で、1日60分以上学習している児童生徒の割合	小学6年生	46.5%	48.0%	60%
		中学3年生	43.4%	45.0%	60%
2-(2)-(ア)	就職を希望する高校生の就職率	高校	95%	97%	100%
2-(2)-(イ)	就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合	高校	60.3%	63.3%	70%
3-(1)-(ア)	1日に30分以上読書をする子どもの割合	小学6年生	34.6%	32.0%	60%
		中学3年生	28.8%	27.5%	50%
3-(1)-(イ)	学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小中学校	21%	22%	50%
4-(1)-(ア)	異校種間での人権・同和教育の公開授業実施率		57%	78%	100%
5-(1)-(ア)	「学社連携・融合」によるふるさと教育を実施した公立小中学校の割合	小中学校	100%	100%	100%
5-(1)-(イ)	「放課後子どもプラン」に取り組む市町村の割合		62.0%	71.4%	100%
5-(2)	講座の受講、講演会への参加、習い事、自主学習などの生涯学習に取り組んでいる人の割合		34.2%	28.7%	50.0%
6-(1)	不登校児童生徒数の割合		1.64%	1.35%	1.30%

「就職を希望する高校生の就職率」「就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合」
「不登校児童生徒数の割合」については、18年度実績数値を記載しています。

5 しまね教育ビジョン21取組状況の点検・評価

施策1 心身の健康を大切にした教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 生活習慣の改善

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

子どもが健やかに成長する上で、健康の三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」が生活習慣として確立していることが大切です。

今日、子どもを取り巻く社会の状況は、夜型社会、過剰なメディア接触、食の崩壊など、必ずしも健全な状態とは言えません。こうした状況にあって、「生活習慣」について自ら考え、判断し、行動できる力を育むことが重要です。子どもの生活習慣の形成は、子どもの生活のより所である家庭において第一義的に取り組むべきものと考えますが、学校においても、家庭や地域と連携しながら積極的に推進します。

(ア) 望ましい生活習慣の確立

【 平成20年度の取組の概要 】

- ・子どもの生活習慣改善に向けての機運を醸成するため、「生活習慣改善フォーラム」を大田市で実施した。保護者への啓発を図るため、今回は島根県PTA連合会合同連絡協議会との共催で行った。
- ・11月1日からの「しまね教育ウィーク」において主体的な取組を奨励するため、県内の幼稚園、保育所、小・中学校等に「保護者用啓発チラシ」及び「学校用チャレンジシート」を作成・配布した。(保健体育課)

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
朝食を毎日とる児童生徒の割合	小学生	96.8%	97.3%	100.0%
	中学生	90.0%	91.5%	95.0%

全国平均(平成19年度) 小学生 90.8%
中学生 83.6%

(イ) 食育の充実

【 平成20年度の取組の概要 】

- ・各学校の教職員が食育の現状と課題等について理解を深め、食育推進に係る指導力及びリーダーとしての資質の向上を図る「食育推進研修」と栄養教諭の資質の向上を図り、食育の推進及び充実を図る「栄養教諭研修」を開催した。
- ・各小学校で、「食の学習ノート」を活用して食に関する指導を行った。
- ・学校給食の中で地場産物を「生きた教材」としてとりあげ、食に関する指導を行った。(保健体育課)

《 施策の具体的取組 》

(2) 体力・運動能力の向上

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

交通手段の発達など生活利便性の向上、外遊びやスポーツの機会の減少、生活習慣の乱れなどを背景として、子どもの体力・運動能力に低下傾向が見られます。

このため、子どもが自発的・自主的に運動に取り組むことができる授業づくりを進めるとともに、子どもが競技スポーツに取り組む中で切磋琢磨することは、何事にも挑戦する強い精神力を養うとともに、自己の持つ、優れた資質や能力を開花させ、自己実現を目指すものであり、心・技・体の調和のとれた人間形成に資することから、運動部活動の活性化を図ります。

また、各地域において、子どもから高齢者までが様々なスポーツに親しむことができる環境の整備を図ります。

(ア) 教科体育の充実

【 平成20年度の取組の概要 】

・小学校の体育では、子ども自身が目標の設定や課題選択、活動を決定する「めあて学習」を取り入れた授業を実施した。また、中学校、高等学校の小規模校を除くほとんどの学校で選択制授業を取り入れた。

・児童生徒の体力向上のため、「しまねっ子！元気アップ・プログラム」を実施し、運動への興味付けを行った。さらに「しまねっ子！元気アップ・カレンダー」を作成し、活用を呼びかけた。
(保健体育課)

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
親世代(昭和50年を100とした場合)との体力比較	95.0	95.2	96.0

(全国平均(平成19年度)95.1%)

(イ) 運動部活動の活性化による競技力の向上

【 平成20年度の取組の概要 】

・「島根県スポーツ競技力向上計画」にもとづき、全国レベルで活躍する選手の育成を目指し、長期競技力育成事業や中・高校生選手強化事業を継続実施した。

・高等学校を対象として、選手強化のための「特別体育専任教員配置制度」、「スポーツ推進教員認定制度」、「重点校制度」、スポーツに秀でた選手を有望校に入学させる「スポーツ特別推薦制度」を実施し、国民体育大会、全国高校総体など全国レベルの大会において活躍する選手の育成に努めた。

・運動部活動外部指導者派遣事業では、100名の指導者を中学校、高等学校76校へ派遣した。外部指導者は、部活動指導のほか、各種競技大会において派遣先の学校の外部コーチとしてベンチ入りするなどチーム力の向上に貢献した。

・全国大会での入賞数は、前年度と同等の実績を維持することができた。(保健体育課)

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
全国大会における入賞数(ベスト8以上)	40	42	42

(ウ) 総合型地域スポーツクラブの育成支援

<p>【平成20年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援するため、しまね広域スポーツセンターを中心に、各市町村の担当者への相談活動、指導者や地域住民向け啓発説明会やクラブ設立に向けた講習会の開催、センター便りの発行およびホームページをとおした情報発信を行った。(保健体育課)

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
総合型地域スポーツクラブ設置市町村数	6	6	21

《 施策の具体的取組 》

(3) 心の教育の推進

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

近年の急速な少子化や核家族化などに伴う子どもの人間関係の希薄化や、自然体験・社会体験の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下など、子どもをとりまく社会の状況は急激に変化しています。

このような中で、子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や自他の生命を大切にすること、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。

子どもが将来にわたり、地域社会の一員として充実した生活を送るためには、子どもの豊かな心を育み、自己のあり方やよりよい生き方の実現に向けて、自らが主体的に考え、行動できる態度を身に付けることが重要であり、その指導の実践に当たっては、学校だけでなく家庭と地域が一体となって取組を進める必要があります。

(ア) 道徳教育の推進

<p>【平成20年度の取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県教育課程審議会答申を受けて、リーフレット「島根の教育で大切にしたいこと」を作成した。その中で重点項目に取り上げ、道徳教育の充実の必要性について強調した。 ・道徳の時間の充実に努めるとともに、本県の豊かな自然・歴史・文化を活用した多様な体験活動を取り入れたり、各教科や総合的な学習の時間、特別活動などとの関連を図った取組を積極的に行うなど、全教育活動をとおした道徳教育の推進に取り組んだ。 ・道徳の時間においては、地域の人材を講師に活用したり、地域を題材にして教師が自ら資料の作成を行うなど、家庭や地域との連携を強化する授業が行われた。(義務教育課)
--

(イ) 自然や文化を愛し、生命を大切に作る心の育成

【平成20年度の取組の概要】

・県内の全ての公立小・中学校・全学年・全学級において総合的な学習の時間等を使って年間35時間以上のふるさと教育を実施した。

・文部科学省の委託事業である「豊かな体験活動推進事業」において、推進校6校を指定し、児童生徒の輝く心育成事業、農山漁村におけるふるさと生活体験推進校、仲間と学ぶ宿泊体験教室推進校の3つの体験活動の実践研究を進めた。教育課程に位置づけた効果的な体験活動の在り方等について、実践状況や課題等を把握するとともに、指導・助言を行った。

・また、推進校の創意工夫を生かしながら、体験活動を行うための指導計画の立案、指導内容・指導方法の検討、関係施設や関係機関との連携の在り方等について、指導・助言を行い、体験活動の意義、体験活動を実施する際の留意点等を取りまとめたリーフレットを作成した。リーフレットは県内の全小中学校に配付し、研究成果の普及を図った。

(義務教育課)

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
体験学習を実施した学校の割合	小学生	95.5%	100%	100%

【施策1「心身の健康を大切にした教育の推進」の評価、今後の対応】

(1) 生活習慣の改善

(ア) 望ましい生活習慣の確立

・学校における「食に関する指導」を含む健康教育の充実により、朝食を毎日とる児童・生徒の割合が若干改善傾向にあるなど、子どもの生活習慣は改善方向にあると言える。今後とも、健康福祉部等との連携を図るとともに、実践事例発表会等の開催など、異校種間・家庭・地域との連携をより一層深めながら取組を推進する。

(イ) 食育の充実

・「食に関する指導」の実施は、小学校で100%、中学校で92.3%、小学校の「食の学習ノート」活用率は100%となった。今後も「食に関する指導の全体計画」「食に関する指導の年間指導計画」の策定率の向上を図っていく。
・学校給食で、地場産物の利用割合は毎年向上している。本年度も利用割合は32.3%と、国の目標値である30%を超えている。今後も地場産物の利用割合の向上を図っていく。

(2) 体力・運動能力の向上

(ア) 教科体育の充実

・今年度から始まった全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、小学5年生は全国平均値を上回り、中学2年生は全国平均値とほぼ同じであったが、親世代が子どもであった昭和50年の数値との比較では優れている種目は少なかった。

(イ) 運動部活動の活性化による競技力の向上

- ・中学校、高等学校の全国大会での入賞数は42と、前年度と同等の実績を維持することができた。
- ・運動部活動外部指導者派遣事業では、予定数を超える希望があった。今後とも指導者の発掘及び指導時間の拡充を図っていく。
- ・平成23年度までの3年間は、県外遠征費等の充実により、重点的に国体選手競技力やジュニア競技力の強化を図っていく。

(ウ) 総合型地域スポーツクラブの育成支援

- ・総合型地域スポーツクラブはしまね広域スポーツセンターが中心となり、未設置市町村を重点的に啓発説明会等を展開した結果、県内すべての市町村において設立への取組が進みつつある。今後も設立や育成の取組を支援していく。
- ・平成23年度までの3年間は、設立済みのクラブが実施する会員増加を図る活動を重点的に支援していく。

(3) 心の教育の推進

(ア) 道徳教育の推進

- ・本県の豊かな自然・歴史・文化を活用した多様な体験活動など、教師だけでは伝えることができない感動や地域講師の生き様等を伝えることができ、よりよく生きようとする思いや自分に対する課題意識を高めることができた。
- ・資料の選択、資料提示の工夫、音響や映像の活用など、道徳の時間に多様な指導方法を取り入れることにより、児童生徒が主体的に道徳的価値の自覚を深めることができた。

(イ) 自然や文化を愛し、生命を大切にす心の育成

- ・平成20年度に体験活動を実施した学校の割合は、100%であり、各学校で体験活動が積極的に展開された。
- ・特に、「ふるさと教育」や「豊かな体験活動推進事業」などの、島根の豊かな教育資源を活用した教育活動は成果をあげており、郷土の行事に積極的に参加する児童生徒が増えてきている。これまでの成果と課題を踏まえ、これらの事業を継続して実施する。また、ふるさと学習や体験活動について、校区内から町へ、町から島根県へ、から日本へと視野を広げて取り組むよう、今後さらに、各学校に働きかけていく。

施策2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 学力の向上

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

目まぐるしく変化する社会の中で、子どもが将来にわたり主体的な生き方を実現していくた

めには、学校教育において確かな学力を身に付けることが大切であり、各教科の基礎基本の確実な定着を図るとともに、それらを応用し、自ら考え、判断する力を育成する必要があります。

子どもの学力の向上を図る上で、子どもが知ることや学ぶことの楽しさ、面白さを実感できることが大切です。そのためには、教員の指導力や指導体制に負うところは大きく、子ども一人一人の状況に応じた指導や、わかりやすい授業づくりを進め、子どもの学習意欲を高めるとともに、学習のつまずきを早期に把握し、的確に対応することが必要です。併せて、各種の学力調査結果で明らかになっているとおり、子どもの学習時間を確保することは喫緊の課題であり、家庭との連携を図りながら、家庭での学習習慣を確立します。

また、各学校段階が一体となって学力向上に取り組むことが重要であり、幼稚園・保育所から高等学校までが連携し、継続性をもった教育を実現できるよう努めます。

(ア) 学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実

【平成20年度の取組の概要】

・島根県学力調査や全国学力・学習状況調査の結果分析から明らかとなった課題（学習意欲の高揚と学習習慣の確立、思考力・判断力・表現力の育成）に向けて、学力向上対策を強力に進めた。各学校や市町村教育委員会においてもそれぞれに独自の取組を行っている。

・教科指導力向上セミナーを実施し、学ぶ喜び、分かる楽しさを味わわせるための授業改善に努めた。

・小中学校の管理職と教務主任を対象にした新教育課程説明会を実施し、学習指導要領の改訂の重点である「言語活動の充実」について周知を図るとともに、学校図書館を使った調べる学習を取り入れる等、問題解決力を身に付けるための学習を推奨した。

・30人学級編制事業やスクールサポート事業により児童一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行うことにより、基礎基本の確実な定着や個性を生かした特色ある教育の充実を図った。

・県立学校の教科リーダーとなる教員としての専門的知識・技能及び実践的指導力と授業能力の向上を図るために、東・西部1校を会場に、スーパーティーチャー養成対象教員の実践、学力向上パイオニアスクール、中高連携推進校の実践発表会を開催した。

(義務教育課)(高校教育課)

数値目標項目		改訂時数値	平成20年度	平成23年度
		(平成19年度)	数値(実績)	数値(目標)
全国学力調査・学習状況調査において、全国を100とした時の県の値	小学生	99.6	96.9	103
	中学生	101	101.7	103

(イ) 家庭での学習習慣の確立

【平成20年度の取組の概要】

・平成19年度に引き続き、「確かな学力向上のための環境構築事業」において「学習プリント配信システム」により、各学校に配信するとともに、学校の要望等に基づき、シス

テムの簡便化や内容の充実を図ってきた。また、本システムを有効に活用している学校の取組を全小中学校に紹介し、活用の促進を図った。(義務教育課)

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
学校以外で、1日60分以上学習している 児童生徒の割合	小学生	46.5%	48.0%	60%
	中学生	43.4%	45.0%	60%
		全国平均(平成20年度) 小学生 56.1% 中学生 65.4%		

(ウ) 幼保小中高が連携した学習指導の推進

【平成20年度の取組の概要】

- ・各学校においては、各種連絡会や合同研修会などを開催したり、子どもの交流を実施した。また、研究授業を行う際には、近隣の学校に参加を呼びかけ、授業について協議する機会を設定している学校も見られた。
- ・次の学校段階の学習にスムーズに対応できるよう、ほとんどの小中学校で入学前または入学後に連絡会を持った。
- ・研修では、平成19年度から幼小連携講座を開設しており、平成20年度は、幼稚園と小学校の教員を対象に、幼小連携の必要性や学びをつなぐための演習、新学習指導要領に基づいた講義・演習等を実施した。
- ・中学校と高校の間で、教科指導や生徒指導などについて研究するため、「中高連携推進研究校」を指定した。指定校では授業研究や教材の作成、生徒の交流などを行い、学力の向上や中高6年間を見通した学習指導の改善を目指した取組が行われた。

(義務教育課)(高校教育課)

(エ) 授業力向上のための研修の充実

【平成20年度の取組の概要】

- ・島根県学力調査及び全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学習意欲の向上や思考力・判断力・表現力を高めるための学習方法や教師の指導力の向上に向けた研修を実施した。特に、小学校算数科においては、「筋道を立てて考える力を育てる」ことをテーマにしたセミナーを全小学校を対象に実施した。
- ・複式教育に携わる教員を対象に、小学校複式教育講座を実施し、複式教育の実情や理論を学び、さらには複式学級で実際に授業を行った。
- ・平成19年度に引き続き授業力向上セミナーを実施した。これは、平成元年から平成9年にかけて採用された中学校・高等学校の教諭を対象にしたもので、外部講師の講義・演習等や模擬授業の実施により、教科の指導力の向上を図った。

(義務教育課)(高校教育課)

《 施策の具体的取組 》

(2) キャリア教育の推進

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

今日、若者の職業観・勤労観の希薄化や、中途退学・早期離職率の高さ、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加等が社会問題となっています。

子どもが将来の夢や目標をもち、自ら考え、適切な進路を選び、社会人・職業人としてたくましく自立していくことができるよう、学校では、子どもの発達段階に応じて、働くことへの意欲を高めていくことが重要です。

(ア) 職業観・勤労観の形成

【 平成20年度の取組の概要 】

・職業観・勤労観の形成に向けて、すべての小中学校で、職場見学や職場体験などに取り組んでいる。キャリア教育実践プロジェクトでは、6市町8校の中学校で5日間の職場体験等を実施した。

・県立高等学校において、1年生・2年生を対象とした企業見学(16校 1,003名参加)、2年生を対象としたインターンシップ(20校 1,962名参加 872事業所)、生徒や保護者を対象とした職業意識啓発セミナー(14校 19回開催)などの取組を行い、職業や働くことに対する意識や理解を高め、社会人・職業人としてたくましく自立していくことができるようキャリア教育の充実を図った。

インターンシップ ~ 事業所での就業体験 (義務教育課)(高校教育課)

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
就職を希望する高校生の就職率	95%	97%	100%

(全国平均(平成20年度) 93.2%)

(イ) 産業界や地域との連携による県内就職の促進

【 平成20年度の取組の概要 】

・企業見学やインターンシップなどにより県内の企業に対する理解を深めるとともに、平成20年度から高校教育課に配置した産学連携スタッフを中心に、今までのキャリア教育推進事業の内容を拡充した「働くことを学ぼう」推進事業において、学校・企業連絡会(4月に松江市・浜田市で開催。全学校と地域の企業及び市町村との情報交換会)や就職ガイダンス(8月に松江市・浜田市で開催。私立高校も含めた生徒・保護者計368名参加)を実施し、県内就職の促進に努めた。特に平成20年秋からの世界同時不況対策として、春期休暇前の高校2年生を対象とした進路選択ガイダンス(3月に出雲市・浜田市で開催。私立高校も含めた生徒・教員計1,264名参加)を緊急実施した。

・工業高校では「目指せスペシャリスト事業」、農業高校及び水産高校では「地域産業の担い手育成事業」の国の補助事業(3年間)の採択を受け、地域の産業界と連携した人材育成を実施した。
(高校教育課)

数値目標項目	改訂時数値	平成20年度	平成23年度
	(平成18年度)	数値(実績)	数値(目標)
就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合	60.3%	63.3%	70%

(全国平均(平成20年度)77.7%)

【 施策2「夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進」の評価、今後の対応 】

(1) 学力の向上

(ア) 学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実

・ 島根県学力調査や全国学力・学習状況調査の結果分析から明らかとなった課題（学習意欲の高揚と学習習慣の確立、思考力・判断力・表現力の育成）については、学力調査の評価指標に達していないなどの課題はあるが、学習習慣の定着及び学習意欲の向上等において、改善の傾向が見られる。

・ 全国学力・学習状況調査によると、「学校図書館を計画的に授業に活用している学校の割合」が全国（公立）に比べ下回る状況にあるので、今後、学校図書館と教育課程をコーディネートし、学校図書館を活用した教育の推進役となる司書教諭の研修を充実させるよう検討していく。

・ 島根県教育課程審議会答申を受け、リーフレット「島根の教育で大切にしたいこと」を作成し、幼稚園、小学校及び中学校の全教員に、答申に併せ配付した。今後、各研修会において、周知徹底を図っていく。

・ 各学校において、島根県学力調査や全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、自校の学習指導に関する分析や検証を行い、その改善に努めている。児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導や教員の指導力向上のための研修の充実をさらに図っていく。

・ 平成21年度から先行実施される新学習指導要領では授業時数、指導内容が増加するため、小中学校に退職教員等経験者を非常勤講師として配置し、児童生徒への指導体制の充実を図るとともに、新学習指導要領の円滑な実施を推進する。

・ 平成21年度から高校教育課に学力向上対策の専任スタッフ（調整監）を配置し、教員の指導力の向上や問題作成力の向上に向けた取り組みを強化するとともに、医学部や理工系大学への進学を希望する生徒を対象に合同合宿セミナーを実施するなど、学力向上の取り組みを充実・強化していく。

(イ) 家庭での学習習慣の確立

・ 島根県学力調査によると改善傾向が見られるが、家庭での学習習慣の確立に向けて、引き続き、学校と家庭とが連携した取組を進めるとともに、「学習プリント配信システム」を有効に活用している学校の実践事例を紹介するなど、県内の各学校への普及を行っていく。また、市町村教育委員会に対しては、引き続き、予算措置等、各学校への支援を要請していく。

(ウ) 幼保小中高が連携した学習指導の推進

・ 市町村や各学校において独自の教育力を向上させる取組が進められた。今後、市町村や学校での幼保小中高連携の取組への支援をさらに充実していく。県が実施する幼

小連携講座では、幼稚園教員と小学校教員が合同で行うことにより、幼小連携の相互理解をより一層深め、具体的な推進が図られるようにする。

(エ) 授業力向上のための研修の充実

- ・授業力向上セミナーの受講者に対する事後アンケートによると、研修内容を生かした実践や成果の普及がなされている状況が見られた。
- ・平成20年度新規に学力向上セミナー（小学校算数）を実施したことにより、児童に考えさせる授業の在り方等、県が考える目指す授業像について、県内全小学校に周知することができた。
- ・研修会の成果として、学校全体で、計画的に見通しをもった教育活動が展開されるようになった。

(2) キャリア教育の推進

(ア) 職業観・勤労観の形成

- ・県内のほとんどの小中学校で、職場見学や職場体験が実施されており、地域の協体制のもと、望ましい職業観・勤労観が形成されつつある。今後、中学校における職場体験については、体験する日数を増やすなど、さらに充実させていく必要がある。
- ・「働くことを学ぼう」推進事業の中で各学校単位で実施する、企業見学事業、インターシップ事業、職業意識啓発セミナーにより、職業観・勤労観の形成が図られた。就職内定率が微増（96.4%、H19）したが、実施内容が他所管事業と重複していることや実施方法が固定化しているため、事業の整理統合や地域性や時代に適合した実施とするための見直しを行う。

(イ) 産業界や地域との連携による県内就職の促進

- ・平成20年度(平成21年3月)の高校生の県内就職率は、年度後半の世界同時不況を原因とする就職環境の悪化にも関わらず、前年度(63.9%)から微減の63.3%に留まった。悪化した就職環境に対応する必要性があり、今後も地域の産業や企業に対する理解を深めるための取組を実施するとともに、地域や産業界と連携した受け皿の確保を一層推進するため、新たに各地域の雇用推進協議会と連携した地域の企業との情報交換会を開催する。

また、生徒自身の就職意識の早期醸成のための進路選択ガイダンスを開催し、生徒・保護者・学校に対し県内の企業・専修学校・大学・各種団体等の情報提供を行う。

- ・専門高校においては、生徒が主体的に地域の企業や自治体と協働して地域の課題解決や実践的な実習に取り組む、「産学官連携による課題研究事業」を実施する。

施策3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 読書活動の推進

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

個人の自由が尊重され、価値観が多様化する現代社会にあって、生涯にわたり主体性をもって豊かな人生を送るためには、自らが知的好奇心を持って考え、判断する力を養うことが必要です。このため、子どもの発達段階に応じ、読書活動を通じて、多様な考え方や生き方があることを知るとともに、先人たちの様々な経験や知恵に学ぶことにより、知性や感性を高め、豊かな創造力を育むことは極めて重要です。また、読書は、文章で表現された様々な考え方や主張を読み解き、自らの考えを築いていく営みでもあり、読解力や思考力、表現力の向上につながるものです。

このような意義を有する読書活動の推進に向けて、「島根県子ども読書活動推進計画」(平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年3月に県教育委員会が策定した計画(＊))を踏まえ、学校、家庭、地域、公立図書館、公民館などの連携協力を図りながら取り組んでいきます。

(＊「島根県子ども読書活動推進計画」は、平成21年3月には第2次計画を策定。)

(ア) 読書習慣の確立

【平成20年度の取組の概要】

- ・学校図書館ボランティアによる読み聞かせや図書資料の整理、貸出をするなどの活動(241校)が行われた。また、多くの学校では、読み聞かせやブックトークなど、ボランティアと連携をして、読書に親しむ機会を工夫した。
- ・「読書活動の調査」の結果によると、ほとんどの小中学校で朝読書を実施している。
(義務教育課)

数値目標項目		改訂時数値	平成20年度	平成23年度
		(平成19年度)	数値(実績)	数値(目標)
1日に30分以上読書をする子どもの割合	小学生	34.6%	32.0%	60%
	中学生	28.8%	27.5%	50%
		全国平均(平成20年度) 小学生 36.8% 中学生 27.5%		

(イ) 学校図書館の充実と活用の推進

【平成20年度の取組の概要】

- ・言語の力を向上させるためには、学校図書館を活用した授業などを様々な教科で行っていく必要があり、「国語力向上モデル事業指定校」の取組を参考にしながら、国語力を向上する授業についての研修に取り組んだ。
- ・国語力向上のための取組を推進する「国語力向上推進協議会」を2回行い、「国語力向上モデル事業」指定校の授業をもとに、学校図書館を活用した読書活動の推進に努めた。
- ・新規事業「学校図書館元気チャレンジ事業」において、ボランティアの力を借りて学校図書館を活性化する取組を行った。平成20年度は県内の15の小中学校を指定した。
- ・学校図書館の充実に向けて、司書教諭の発令を推進するとともに、職務が遂行できるよ

う負担軽減措置等について、各小学校に働きかけた。

- ・市町村で学校司書等を配置しているところはまだ少ないが、前年度29校に比べ96校と配置が進んだ。また、学校図書館支援センター事業を受けている地域では学校司書が配置され、学校図書館を活用した学習が積極的に行われた。

- ・司書教諭講習（科目「学校図書館メディアの構成」「読書と豊かな人間性」）を実施し、有資格者の養成に努めた。

- ・学校図書館活用教育の集中的な全県展開を軸として、「子ども読書県しまね」を目指す第二次「島根県子ども読書活動推進計画」を策定した。（義務教育課）（高校教育課）

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小中学校	21%	22%	50%
	（小学校） （中学校）	（20.4%） （21.0%）	（19.6%） （24.5%）	（50%） （50%）
		全国平均(平成19年度) 小学生 45.2% 中学生 39.4%		

《 施策の具体的取組 》

(2) 文化活動の活性化

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

文化は、創造力や表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し合う気持ち、多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、子どもが健やかに成長していく人格形成期において極めて大切です。このため、地域社会の協力も得ながら、文化活動の活性化を図ります。

(ア) 文化に親しむ機会の確保

【 平成20年度取組の概要 】

- ・文化庁や文化団体と連携し、児童生徒に対して優れた芸術文化に親しむ機会を提供した。

- 子どもの映画鑑賞普及事業：4会場（14校）

- 本物の舞台芸術体験事業：16会場（42校）

- 「言葉」について考える体験事業：1会場（1校）

- 児童演劇地方巡回公演：6会場（25校）

- 青少年劇場小公演：7会場（16校）

- ・また、多くの学校では、次のように多様な文化に接する機会を設けた。

- ・ふるさと教育や総合的な学習の時間を活用し、地元の方を講師に招いて、神楽や和楽器、地域の伝統芸能などの鑑賞を行ったり、演奏の指導を受けた。

- ・学んできた成果を学校や地域の文化祭の場を利用して発表した。

- ・地域の劇団員から演劇の指導を受け、劇を作って上演を行ったり、音楽指導者から楽器の基礎的な演奏の仕方を学び、それを生かして合奏するなど、現代の文化に直接触れる取組もあった。（義務教育課）（生涯学習課）

(イ) 地域社会と連携した文化部活動の推進

【平成20年度の取組の概要】

- ・ 中学校、高校の文化部活動を対象に、社会人指導者を派遣して実技指導等を行った。
派遣校：21校、派遣指導者：27人
- ・ 中学生の文化祭「アートフェスティバル2009」を開催して、活動成果を総合的に発表する機会を提供した。
出演校【舞台の部】：11校（弁論、合唱、吹奏楽、管弦楽、邦楽、郷土芸能）
展示作品【展示の部】：72点（書写、版画）
- ・ 第8回全国中学校総合文化祭に、県大会で優秀な成績を収めた作品を出品参加した。
出品作品：38点（書写、版画）
- ・ 島根県高等学校文化連盟への共催負担金の交付を通して、高校文化部活動の部門別発表会の開催を促進した。
交付対象：19部門
- ・ 島根県高等学校文化連盟への共催負担金の交付を通して、地域の行事やイベントへの高校文化部活動の出演を促進した。
交付対象：3事業
- ・ 島根県高等学校文化連盟への補助金の交付を通して、第32回全国高等学校総合文化祭への参加を促進した。
参加部門：18部門、参加生徒：248名
(生涯学習課)

《 施策の具体的取組 》

(3) ものづくり活動の推進

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

団塊の世代の大量退職などにより、ものづくりの技術・技能の継承が危ぶまれています。地域の経済の発展を維持するためには、産業を支える技術や技能水準の向上を図るとともに、若年者の技術・技能労働者を確保し、育成することが重要な課題です。

そのため、子どもの発達段階に応じ、ものづくりの楽しさや面白さを体験させるとともに、ものを大切にする心を育てていきます。また、この取組を通じて、地域のものづくりを支える専門的職業人の育成につなげていきます。

(ア) 小・中学校におけるものづくり活動の推進

【平成20年度の取組の概要】

- ・ ものづくり体験教室を実施し、県内18校(1,054名)の参加があった。また、専門高校生が小学校や中学校で出前授業を行い、ロボットや電気製品などについて学習し、ものづくり活動を行った。
- ・ ふるさと教育の一貫として、地域の伝統工芸に取り組んでいる人との交流を通して、ものづくりに触れるとともに、子ども自らも、ものづくり活動に取り組んだ。
(義務教育課)

(イ) 専門高校における人材の育成

【平成20年度の取組の概要】

- ・産業教育フェア参加支援事業により、専門高校4校に支援を行った。
 - ・専門高校等に学ぶ生徒の学習意欲を高めるとともに資格の取得を通じて技術の習熟を図るため、職業資格取得者等顕彰制度を設け、平成20年度は279人の表彰を行った。
 - ・工業高校では「目指せスペシャリスト事業」、農業高校及び水産高校では「地域産業の担い手育成事業」の国の補助事業(3年間)の採択を受け、地域の産業界との連携により実践的な人材育成を実施した。
- (高校教育課)

【施策3「創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進」の評価、今後の対応】

(1) 読書活動の推進

(ア) 読書習慣の確立

- ・学校での読書習慣は根づきつつあるが、家庭での読書時間は少ない状況が見られる。今後も、公共図書館、地域、家庭とも連携して、家庭での読書習慣の確立に取り組んでいく。

(イ) 学校図書館の充実と活用の推進

- ・新規事業「学校図書館元気チャレンジ事業」の指定校においては、学校図書館の整備や読書活動の推進に向けて積極的な取組が見られた。
- ・学校図書館を活用した学習の取り組みを広く紹介し、啓発を行っていく。
- ・平成21年度に、子ども読書活動の推進を図るため「学校司書等配置事業」を実施し、県内すべての小中学校にボランティアまたは司書の配置を目指す。
- ・平成21年度に、「学校図書館パワーアップ事業」を実施し、県内の小中学校15校を推進校として学校図書館の整備を行い、その成果を広く普及することで学校図書館の整備を図っていく。
- ・平成21年度に、図書館業務や読書指導、図書館活用教育に関する研修用のDVDを作成し、県内小中学校に配付することで、教職員の学校図書館に関する意識を高め、学校図書館活用教育の充実を図っていく。
- ・平成21年度から、読書活動や図書館活用教育における各学校の優れた取り組みを表彰する「しまね子ども読書コンクール事業」を実施し、図書館活用に関する機運の醸成を図っていく。

(2) 文化活動の活性化

(ア) 文化に親しむ機会の確保

- ・芸術家派遣事業等により、ふるさと教育や総合的な学習の時間の中で、芸術文化の鑑賞・体験の機会が充実してきている。今後も一層、文化に親しむ機会の確保及び教育環境の整備を図っていく。
- ・文化庁や文化団体と連携することにより、本物の芸術文化に親しむ機会の少ない児童生徒にその機会を提供することができた。今後とも国や文化団体等と連携して、優れた芸術文化に親しむ機会の提供に努める。

(イ) 地域社会と連携した文化部活動の推進

・学校関係者、地域、文化団体との連携により、中学校及び高等学校における文化部活動の成果を発表する機会を提供することができた。また、社会人指導者を派遣することにより、技術力や表現力の向上に資することができた。今後とも、文化部活動の参加生徒及び指導者を確保し、活動水準を維持、向上させるため、地域や文化団体との連携を一層深めることにより、活動成果の発表機会提供、社会人指導者の活用による技術力や表現力の向上を図っていく。

(3) ものづくり活動の推進

(ア) 小・中学校におけるものづくり活動の推進

・ものづくり体験教室を実施することにより、優れた技能士の技を見たり聞いたりして、中学生がものづくりの楽しさを体験し、ものづくりに対する意識や技能への関心を高めることができた。

・今後、小中学校において、優れた技能士の技を直接見たり体験することにより、ものづくりに対する意欲を高め、ものづくり活動の輪が広がるよう努める。

(イ) 専門高校における人材の育成

・産業教育フェアの相撲ロボット大会全国3位ほか、他の競技でも好成績を修めている。また、職業資格取得者等顕彰制度における高度な資格を取得する表彰者は年々増えているため、引き続き支援を継続していく。

・地域産業の担い手育成事業等により地域の産業界の理解度が向上し、県内就職率も向上すると考えられるが、最終的には本事業を3年間、段階的に体験する生徒の県内就職率において評価を行う。

・今後は、全ての専門高校において、地域の企業と協働して、地域が抱える課題解決や人材育成を行う「産学官連携による課題研究事業」を実施し、地域貢献による仕事の達成感や創造性を醸成していく。

施策4 互いの人権を尊重する教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 人権を尊重する教育推進のための基盤整備

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、子どもの発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、人権教育を推進することが大切です。そのためには、教職員の人権意識を高め、子どもや保護者の意見を大切にされた学校運営を進めるとともに、これまでの同和教育の成果を踏まえ、各学校段階の連携により、長期的な視点から人権教育を進めるとともに、家庭や地域、関係機関との連携により、総合的な視点から人権教育を推進します。

(ア) 人権を尊重した学校づくりの推進

【平成20年度の取組の概要】

- ・研究指定校等へ延べ46回の訪問指導を行い、人権尊重の精神に立つ学校づくりについて指導・助言を行った。
- ・県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校では、78%の学校が異校種間における公開授業を実施し、発達段階を踏まえながら継続的な人権・同和教育を行う体制づくりを進めた。
- ・県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校では、90%の学校が異校種間の情報交換に取り組んだ。また、意見交換や交流学习を通じて家庭等との連携にも積極的に取り組み、連携して人権・同和教育を推進する体制づくりを進めた。(人権同和教育課)

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
異校種間での人権・同和教育の公開授業実施率	57%	78%	100%

(イ) 人権意識を高めるための指導の充実

【平成20年度の取組の概要】

- ・研究指定校訪問指導等を通じて、教職員の授業力向上への指導・助言を行った。
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の考え方を各学校の実践に反映させるために、教職員研修資料を作成配布した。また、各種研修を通じてその活用についての情報提供を行い、人権意識を高めるための指導の充実を図った。
- ・全体で95%の学校が、人権・同和教育に関する職員研修を実施した。(人権同和教育課)

【施策4「互いの人権を尊重する教育の推進」の評価、今後の対応】

(1) 人権を尊重する教育推進のための基盤整備

(ア) 人権を尊重した学校づくりの推進

- ・訪問指導による学校への直接的な支援、管理職研修・主任者研修等による人権を尊重した学校づくりへの助言により、異校種間連携や家庭等との連携体制が整いつつある。今後も継続して、人権を尊重した学校づくりへの支援を行う必要がある。

(イ) 人権意識を高めるための指導の充実

- ・校内研修資料の作成・配布、授業力向上に向けた訪問指導等により、各学校の研修が活発に行われるようになり、研修の手法にも広がりが見られつつある。各学校における集団づくりにおいても様々な手法が積極的に取り入れられ、指導の充実が図られた。今後は、これらの取り組みが一層充実するような学校支援を行う。

施策5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身に付けさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきました。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意図的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

(ア) ふるさと教育の推進

【 平成20年度の取組の概要 】

- ・新規事業「わが町発信プロジェクト」において、県内の小中学校から7校をモデル校に指定し実践研究を行った。モデル校では、ふるさと学習を市郡や島根県、日本に視野を広げたり、ふるさと学習で学んだことを他の地域に発信したりする取組を行った。
- ・各教育事務所ごとに「ふるさと教育」講座を実施し、教員と地域の大人と一緒に研修を行った。
- ・市町村においては、独自の「ふるさと教育フェスティバル」を開催したり、学校によっては学習発表会等で「ふるさと教育」の実践を発表したりした。

(義務教育課)(生涯学習課)

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
「学社連携・融合」によるふるさと教育を実施した公立小中学校の割合	小中学校	100%	100%	100%

(イ) 放課後の子どもの居場所づくりの推進

【 平成20年度の取組の概要 】

- ・実際に放課後子ども教室を訪問(15カ所程度)し、情報収集と運営に関する助言等を行った。

- ・放課後や休日の子どもの望ましい過ごし方を議論し、関係者の連携を深めるための検討の場の設置に関して、未設置市町村へ助言等を行った。
 - ・年間20回近く放課後子どもプランに関わる指導者等の研修会を実施し、コーディネーター及び指導員等の養成・資質向上を図った。
 - ・県放課後子どもプラン推進委員会を2回開催し、指導者研修の企画及び事業の検証・評価等を行った。
- (生涯学習課)

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
「放課後子どもプラン」に取り組む市町村の割合	62.0%	71.4%	100%

(ウ) 公民館活動の充実による「地域力」醸成

- 【平成20年度の取組の概要】
- ・「実証！「地域力」醸成プログラム事業」における企画プレゼンテーション大会（本選）への参加枠を上回った松江地区及び浜田地区において、ブロック予選会を実施した。
 - ・企画プレゼンテーション大会（本選）において、18公民館がプレゼンテーションを行い、うち12カ所を新規モデル公民館として採択した。
 - ・平成19年度からの継続モデル公民館12カ所も加えた計24カ所において、それぞれの地域で、「地域力」醸成に向けたモデル的な取組を実践し、新聞や広報紙等で紹介された。
- (生涯学習課)

(エ) 社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

- 【平成20年度の取組の概要】
- ・6市5町へ18名の地域教育コーディネーターを派遣した。
 - ・それぞれ派遣された市町村の特色に応じた学校と地域の連携体制づくりや、ふるさと教育の推進、居場所づくりの推進、「地域力」醸成プログラム、学校支援地域本部事業等を推進した。
 - ・社会教育主事の資質向上を図るための研修会を4回（初任者研修1回を含む）行った。
- (生涯学習課)

《 施策の具体的取組 》

(2) 社会教育の振興による生涯学習社会の実現

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

県民が、生涯にわたる学習を通じて自己実現を目指すとともに、学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会の実現を目指します。

そのためには、個人の興味・関心に基づく自発的学習を待つだけでなく、社会教育施設（公民館、図書館、生涯学習推進センターなど）における学習支援機能の充実強化により、県民の学習活動を積極的に誘発するとともに、その成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけるなど、地域社会への主体的な参画を支援していくことが必要です。

(ア)生涯学習推進センターにおける指導者養成機能の強化

【平成20年度の取組の概要】

- ・指導者の養成と研修機能の強化を図るとともに、新たなプログラム「児童・生徒の健やかな成長を促すために(仮)」の開発に取り組んだ。
- ・公民館、幼稚園、保育所、子育て支援センター等の職員を対象に、平成19年度に開発した、しまね学習プログラム「乳幼児の健やかな成長のために～親学講座標準進行マニュアル～」を活用した研修を実施した。
- ・そのほか、基礎的、専門的な指導者養成研修を開催し、地域課題の解決に向けた実践活動に結びつける指導者養成に取り組んだ。
- ・生涯学習推進センターでは、主催事業である生涯学習講座(参加者:246人)、ファシリテーター研修(参加者:86人)、地域課題研修(参加者:86人)、指導者養成研修を実施した。
(生涯学習課)

(イ)社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

【平成20年度の取組の概要】

- ・社会教育施設等における学習支援充実のためには、専門的力量を有する人材の配置が重要であることから、社会教育施設等(図書館等)に必要な司書や社会教育主事を配置し、学習支援の向上に努めている。
- ・県立図書館では、公共図書館職員研修や市町村読書普及研修、地域図書館職員研修などを開催し、地域における学習支援機能の充実に努めている。
また、県立図書館振興計画(平成21年度～平成25年度)を策定した。
- ・青少年の家、少年自然の家では、学習支援に資する各種主催事業を企画・実施している。
- ・県立図書館では図書館関係職員研修(初任・専門)を4回(前年度3回)開催し265人(前年度:62人)が参加し、地域図書館員研修を6カ所の地域図書館で開催し85人(前年度:5カ所/52人)が参加し、子ども絵本講座(実践講座)を3回開催し267人が参加した。
- ・青少年の家では、サン・レイクフェスティバル、青少年活動支援者養成講座、サン・レイク夏・冬楽校、にこにこ土・日などの主催事業を開催し、受け入れ研修事業を含めた研修者数は53,988人(対前年100.5%)の利用があった。
- ・少年自然の家では、県民への施設開放(オープンデー)、家族参加の要求に応えた「チャレンジ・ザ・サマー」、新規で幼児・保護者を対象とした「わくわく森もりランド in 江津」を試行開催を行い、受け入れ研修事業を含めた研修者数は26,053人(対前年103%)となった。
- ・少年自然の家では、利用者に対するサービス品質の向上を図るため、研修支援スタッフ研修を月2回開催した。
(生涯学習課)

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度数 値(目標)
講座の受講、講演会への参加、習い事、自主学習などの生涯学習に取り組んでいる人の割合	34.2%	28.7%	50%

【 施策5「地域への愛着と誇りを育む教育の推進」の評価、今後の対応 】

(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実

(ア) ふるさと教育の推進

・児童生徒は、地域の「ひと・もの・こと」に関心を持ったほか、地域の大人の思いに触れ、ふるさとを大切にしようとする気持ちを持ったり、意欲的に学習に取り組もうとしたりする姿が見られた。

・学校においては、教師が地域を知り地域に学ぼうとする姿が見られたほか、地域の人たちとの連携が進み、地域の教育資源を生かした特色ある教育活動が展開されるようになった。

・地域では、学校を身近に感じ、より多くの人が学校に関わるようになった。また、大人がふるさと教育に関わるなかで、学校を中心にして地域を活性化しようとする動きが見られるようになった。

・市町村においては、独自の「ふるさと教育フェスティバル」を開催したり、学校によっては学習発表会等で「ふるさと教育」の実践を発表したりする取組が見られるようになった。

・子どもたちがふるさと島根に愛着と誇りをもち、地域に主体的に参画していく力を育てるため、開かれた学校づくりの取組、学校を地域が支援する取組、地域と学校を結びつける人材の育成など、引き続き推進していく。

・今後は、地域の創意工夫を生かすという原点を大切にしながらも、ふるさと教育の方法論に関する事例の収集・分析を進め、その成果を教育現場に還元したり、地域の指導者、ボランティア等の人材発掘を円滑に進めるために、人材バンクの機能を担っている公民館との連携を強化していく。

・また、島根県に居住する子どもたちが県全域の自然、歴史、文化を広く学び、ふるさと島根を愛する心を育むことを目的に、県内東西の児童・生徒の交流や隠岐を会場とした「ふるさと島根交流体験学習事業」(「ふるさと島根」子ども交流の旅事業)に新たに取り組む。

(イ) 放課後の子どもの居場所づくりの推進

・放課後子どもプランについては、子ども教室や児童クラブを設置していない校区的数がずいぶん減ってきており、子どもたちが放課後や休日を安心して過ごせる環境が広がりつつある。また、子どもたちの放課後や休日の過ごし方を検討する場をもつ地域の数も増えてきている。

・放課後子ども教室、放課後児童クラブの各事業が、20市町で導入された。その内訳は、放課後子ども教室のみ実施の小中学校区が25%、放課後児童クラブのみ実施が31%、両事業とも実施が22%となっており、いずれの事業も未実施の小中学校区が平成19年度26.5%から平成20年度22.6%と減少し、事業の普及拡大が順調に進んだ。

・放課後や休日の子どもの望ましい過ごし方を議論し、関係者の連携を深めるための検討の場の設置が15市町と前年度に比べ2町増加し、平成21年度にはさらに増加する見込みであり、市町村側の理解も深まってきている。

(ウ) 公民館活動の充実による「地域力」醸成

・「実証！地域力醸成プログラム事業」は、24件のモデル公民館を選定し、それぞれの地域においてその地域課題に即した取組を進めているところである。この取組により、公民館の存在・役割について再認識する動きや公民館を活用した課題解決の場が広がってきている。プレゼンテーション大会やホームページ等を通し、地域力醸成の気運を高める事業として引き続き情報発信を実施する。

(エ) 社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

・様々な教育課題に対応していくためには、学校・家庭・地域社会の連携・協力関係を再構築する必要がある。そのため、それぞれの地域の実情の中で、実際に三者の連携・協力関係を具体的に組み上げる実践活動を幅広く展開していく必要があり、社会教育主事の専門性を生かしながら「学社連携・融合」を推進していく。

(2) 社会教育の振興による生涯学習社会の実現

(ア) 生涯学習推進センターにおける指導者養成機能の強化

・生涯学習推進センターでは、指導者養成研修等を充実した結果、参加者が対前年比120%も増加し、その効果が現れている。
・さらに、市町村・大学・民間等が提供する学習機会の充実を踏まえ、生涯学習推進センターは、平成21年度から県民への学習機会の提供から社会教育指導者の養成へと軸足を移し、指導者養成・研修の専門的機関として機能の強化を図ることとしている。

(イ) 社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

・県立図書館では図書館職員を対象とした各種研修を開催し、職員の資質向上に大きな効果があった。
・青少年の家では、サン・レイクフェスティバル等の研修を開催しており、それらの研修アンケートにおいて、利用満足度(85%)の高い回答を得た。
・今後、県立図書館では、県内すべての公立小中学校における「学校図書館活用教育」を実現するため、小中学校向け団体貸出の強化や学校図書館の司書、ボランティア等の専門性を高めるための人材養成研修に取り組んでいく。
・少年自然の家では、研修支援スタッフ研修の結果、職員の資質向上が図られ、職員の意識向上に繋がった。

(数値目標項目[講座の受講、講演会への参加、習い事、自主学習などの生涯学習に取り組んでいる人の割合]の減少について)

・「島根県政世論調査」に基づく数値目標では、市町村・大学・民間等が提供する講座の受講等の「生涯学習に取り組んでいる人の割合」が、前年度から5.5%減少した。要因としては、急激な経済状況の悪化により経済的・精神的余裕がなくなったことも考えられる。

・同調査の「生涯学習に今後取り組みたい人」の割合は48.3%と高い水準を保っているため、市町村等が提供する学習機会の充実を今後とも支援していく。

施策6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進

《 施策の具体的取組 》

(1) 不登校の子どもに対する取組の充実

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

学校は本来、児童生徒にとって安心できる場であり、楽しい場でなければなりません。

また、友だちとともに学ぶ楽しさを知り、達成感を味わい、自分の可能性を見出していく場でもあります。

しかし、いじめやインターネット等による誹謗中傷、体罰などの人権侵害、また、過度の競争意識や画一的な価値観などがもたらす緊張感・息苦しさ等がある場合には、そうした安心できる居場所や学びの場とならず、そのことが不登校を生み出す要因の一つと考えられます。

このような課題の解決に向けて、家庭や関係機関の理解と協力を得ながら、学校が組織的に対応することにより、子どもの「心の居場所」となる学校づくりを行います。

また、学校でのあらゆる教育活動において、子ども一人一人の心身の状況を把握し、きめ細やかな対応が可能となるよう、校内の指導体制や相談体制の充実に努めます。

校外においては、不登校の子どもが学校復帰や社会的自立に向けて安心して、元気をとり戻すことのできる居場所づくりを進めます。

(ア) 教職員の資質向上を図る研修の充実

【 平成20年度の取組の概要 】

・研修会や学校訪問により教員の資質向上を図り、学校が組織的な対応ができるよう指導・助言を行った。

・「生徒指導総合研修」を県内各教育事務所管内の全小・中学校の教員と高等学校、特別支援学校の希望者を対象として、1日開催した。年度当初に開催した生徒指導主任、主事等研修との関連性をもたせ、特に不登校への対応に関する専門的な知識や技能を身に付けることをねらい、講義や実践発表、分散会協議等を通して、生徒指導上の諸課題に幅広く対応できる指導力の向上を図った。 (義務教育課)

(イ) 組織的な支援体制の充実

【 平成20年度の取組の概要 】

・平成19年度より継続して、各教育事務所に生徒指導専任主事を7名増員配置し、計12名で、市町村教育委員会を中心とした学校への指導支援体制を充実した。

・県内の全学校(小・中・高・特)の生徒指導主任・主事を対象として、生徒指導の諸課題について研究協議、情報交換を行うとともに、校種間の連携を図った。各生徒指導研修において不登校対応のあり方を継続的に取り上げ、教職員の不登校児童生徒に対する支援の知識や技能の向上を図った。

・教育相談体制の整備や関係機関との連携等についての課題別分科会や実践発表を行い、問題行動等の予防と解決、児童生徒の健全育成に向け、地域のネットワークづくりを踏ま

えた実践的な取組を行うよう努めた。

(義務教育課)

(ウ) 教育相談体制の充実

(A) スクールカウンセラーの配置の推進

【平成20年度の取組の概要】

・不登校に係る主な事業としての教育相談体制の充実事業(スクールカウンセラー配置事業、子どもと親の相談員等配置事業)、安心して過ごせる居場所づくり事業(心のかけ橋支援事業、教育支援センター補助事業)を実施した。

特に、スクールカウンセラー事業では、小学校70校、中学校102校、高等学校44校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等への不登校、対人関係、不適応の悩み相談対応を実施した。総相談件数は、10,398件と前年度を上回り、相談体制の充実状況が伺えた。

(義務教育課)

(B) クラスサポートティーチャーの配置

【平成20年度の取組の概要】

・生徒指導上の問題を抱えがちな大規模中学校19校(第1学年の学級数が3学級以上で、かつ1学級の生徒数が31人以上の学校)の第1学年に対して、2学級に1人の割合で非常勤講師を計40名配置し、不登校や問題行動等の未然防止を図った。

(義務教育課)

(C) 子どもと親の相談員の配置

【平成20年度の取組の概要】

・「子どもと親の相談員」を17校、「生徒指導推進協力員」を8校に配置し、様々な問題を抱える児童や保護者からの相談が受けられる体制を整備し、年間1校あたり約100件の相談があった。

(義務教育課)

(D) 電話による相談体制の充実

【平成20年度の取組の概要】

・松江・浜田両教育センターに相談電話を開設し、休日も含めていじめ等の相談に応じた。全体で940件の電話相談件数があった。

・また、「いじめ110番」の対応時間外に相談があった場合、島根県警が行う24時間対応の「ヤングテレホン」を紹介して連携を図ることにより、電話による相談体制を充実させた。

(義務教育課)

(エ) 多様な学びの場や居場所の充実

(A) 教育支援センター等の運営支援

【平成20年度の取組の概要】

・各地域において、不登校児童生徒が家庭や学校以外で学習や活動する場を充実するため

に、県全体で11市町14施設の教育支援センター（12施設）と民間施設（2施設）に運営支援を行った。学校への復帰や将来の社会生活に適応できることを目的として、集団生活や学習、体験活動などの機会を提供した。（義務教育課）

（B）家庭に閉じこもっている子どもの支援

【平成20年度の取組の概要】

・家庭に引きこもりがちな児童生徒に対して、家の外に行動範囲を広げられるきっかけとなるよう、「心のかけ橋支援事業」として、安心して過ごせる居場所を各教育事務所管内ごとに44回（隠岐は22回）提供し、児童生徒のニーズに応じた、相談活動や体験活動等を取り組んだ。（義務教育課）

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成20年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
不登校児童生徒数の割合	1.64%	1.35%	1.3%

(全国平均(平成19年度) 1.20%)

《 施策の具体的取組 》

（2）特別支援教育の充実

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援学校と小中高との連携はもとより、医療・福祉・労働などの関係機関や市町村とも十分な連携協力を図りながら、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行います。

（ア）一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

【平成20年度の取組の概要】

・特別支援教育の推進体制については、県内のすべての地域において、障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が行なえるようこれまでにすべての小・中・高等学校及び特別支援学校で校内委員会の設置などの体制整備を完了した。
 ・特別支援教育について校内及び関係機関との連絡調整を行うとともに保護者の相談窓口となる特別支援教育コーディネーター（特別支援学校及び小中高の教員）の指名を進めた。
 ・教育事務所ごとに広域特別支援連携協議会を設置するとともに、専門家チームや巡回相談員を置き、学校等への支援体制の整備を行った。
 ・県内全域において市町村特別支援連携協議会や相談支援チームの設置により市町村での支援体制整備を図った。（高校教育課）

（イ）社会的・職業的自立の促進

【平成20年度の取組の概要】

・特別支援学校で学ぶ生徒の卒業後の社会的・職業的自立の促進するために、労働・医療

・福祉等の関係機関と連携した「特別支援学校進路開拓推進事業」を県内すべての特別支援学校において実施した。この事業では、進路開拓などのための協議会や懇談会の開催により各特別支援学校における指導を強化するとともに関係機関と連携しながら生徒の現場実習や進路開拓を行った。（高校教育課）

（ウ）特別支援学校のセンター的機能の充実

【平成20年度の取組の概要】

・特別支援学校は特別支援教育の専門機関として、障害のある子どもへの総合的な支援について地域のセンター的な役割を果たしていくことが求められている。
・特別支援学校から小・中学校等の要請に応じて学校等に出向いて特別支援学級や通常の学級の担任などに対して助言を行なった。
・また、特別支援学校の教員が、必要に応じて各学校に設置されている校内委員会の協議や校内研修会での講師を勤めることにより、教員の資質向上と相互支援体制の整備を図った。（高校教育課）

【施策6「すべての子どもたちの学びを支える取組の推進」の評価、今後の対応】

（1）不登校の子どもに対する取組の充実

（ア）教職員の資質向上を図る研修の充実

・講義や実践発表、分散会協議等を通して、生徒指導上の諸課題に幅広く対応できる指導力の向上が図られた。

（イ）組織的な支援体制の充実

・各生徒指導研修において不登校対応のあり方を継続的に取り上げ、教職員の不登校児童生徒に対する支援の知識や技能の向上が図られた。
・体制が未整備の幼稚園について校内委員会の設置など体制の整備を促進するほか、研修による教職員の資質の向上、これまでに整備された校内委員会の活性化により推進体制の充実を図る。

（ウ）教育相談体制の充実

（A）スクールカウンセラーの配置の推進

・スクールカウンセラーの配置などにより学校の問題行動の未然防止・早期対応等への取組に工夫が見られたが、不登校児童生徒（小中学校）の807人のうち、関係諸機関及び校内の専門的相談相手（スクールカウンセラー、養護教諭等）にもかかっていない児童生徒が141名いた。このような児童生徒に対しては、今後一層「心のかけ橋支援事業」などを通じて、児童生徒のニーズに応じた積極的な居場所の提供を行いたい。

（B）クラスサポートティーチャーの配置

・事業実施校の中学1年生に、不登校や問題行動の減少が見られた。

(C) 子どもと親の相談員の配置

・相談における課題解決の中から、不登校及び問題行動などの早期発見、早期対応や未然防止が図られた。

(D) 電話による相談体制の充実

・いじめ、不登校等の相談に応じ、相談者が気持ちを和らげたり、方向性を見つけるなどの成果があった。

(E) 多様な学びの場や居場所の充実

(A) 教育支援センター等の運営支援

・不登校から学校復帰を果たした児童生徒も見られた。

(B) 家庭に閉じこもっている子どもの支援

・活動に参加する人数が増加したり、活動範囲を広げることが出来るようになった。

(2) 特別支援教育の充実

(ア) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

・各学校では、校内委員会を設定し、一人一人の実態把握に基づいた適切な指導と必要な支援を進めているところである。個別の教育支援計画の作成については、特別支援教育に係る各研修会においてその作成を積極的に進めた。今年度は、島根県版を作成し、ホームページに掲載し、その活用を図るよう進めていく。

(イ) 社会的・職業的自立の促進

・特別支援学校においては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づき、小学部段階から、キャリア教育との関連を図りながら進めている。高等部においては、学校全体で職場体験及び進路開拓を推進しているところである。また、関係機関との連携の中で、就労に向けての移行支援計画を作成するとともに、その活用を図っている。
・特別支援学校における進路指導について、今後も新たな職場の訪問や現場実習先の開拓を積極的に進めていく。

(ウ) 特別支援学校のセンター的機能の充実

・特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンターとして、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に対して助言等を行ったり、保護者の教育相談等を行ったりして、特別支援教育の推進に努めているところである。
・発達障害に対して医療と連携した専門的な立場からの指導・助言を行なうことが課題である。

6 島根県総合教育審議会の意見

島根県総合教育審議会（平成21年8月27日開催）における本文に反映した意見以外の主な意見は以下のとおりでした。

《報告書全体について》

次年度の報告書からは、レイアウトとか記述の内容について、一般の県民の方々が読んでわかりやすいような工夫をしていただきたい。

今後の対応が具体的に書かれているものとそうでないものがあるように感じる。今後どういう手順でもって目標達成に取り組むのか、もう少し具体的に書くべきところがあるのではないかという気がする。

《生活習慣の改善》

「朝食を毎日とる児童生徒の割合」のうち、小学生の平成23年度数値（目標）が100%になっているが、朝食をとるのが難しい子もいる。数字だけではあらしにくい部分もあるので、強制になることがないようにそのあたりは配慮していただきたい。

今後、生活習慣でアンケートをとるような機会があれば、どんなところに親たちが困っているかというような、細かい問題についても取り上げていただきたい。

《キャリア教育の推進》

東京と大阪にキッズニアジャパンという職業体験のテーマパークがある。子ども達がいろいろな職業をゲーム感覚で体験を出来る施設であり、子ども達にとってそこでの職業体験が、何かしら将来の夢を持たせる非常に良いチャンスになるのではないかと感じているので、島根県でも活用を考えても良いのではないか。

県内の先端企業が行う分析作業の一部を高校生にやらせてみるなど、先端企業と高校の接点をつくっていったら良いのではないか。

医師志望やソーシャルワーカー志望の高校生が、病院に行って現場の方々とコミュニケーションをとることで現場を知ろうという取組が最近増えてきている。高校生にとって非常に勉強になるのではないかと思うので、こういった取組をもっと推進してほしい。

《読書活動の推進》

図書館以外にも図書コーナーを持っている公共施設が多数ある。そういう場所の活用も考えた方がよい。

《不登校の子どもに対する取組の充実》

不登校児童生徒の数字は、子どもたちが小・中にいる場合は把握できるが、中学校を卒業してしまった後どうしているのかの把握が難しく、フォローアップが出来ていないという課題があるので、その辺の対策もとっていただきたいと思う。

(参考資料)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 抜粋
平成20年4月1日施行

(事務の委任等)

- 第26条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第29条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

各取組における主な報告書等一覧

具体的な取組 (しまね教育ビジョン21)	報告書等
1 心身の健康を大切に した教育の推進	島根県教育課程審議会答申、リーフレット「島根の教育で大切にしたいこと」 道徳教育実践事業：リーフレット「豊かな心をはぐくむ教育の充実」 学校評価の充実・改善のための実践調査研究事業：リーフレット「信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり」
2 夢を描き、その実現に 向かっていく教育の推進	島根県教育課程審議会答申、リーフレット「島根の教育で大切にしたいこと」(再掲) 全国学力・学習状況調査等を活用した学校改善の推進に係る実践研究：リーフレット「未来を切り開くための子どもを育成するために」 平成20年度 島根県学力調査 報告書 全国学力・学習状況調査等を活用した学校改善の推進に係る実践研究：リーフレット「未来を切り開くための子どもを育成するために」
3 創造性や個性の基礎と なる感性を育む教育	島根県教育課程審議会答申、リーフレット「島根の教育で大切にしたいこと」(再掲) 平成20年度 島根県学力調査 報告書(再掲) 豊かな体験活動推進事業：リーフレット「素敵な体験と出会いを」
4 互いの人権を尊重する 教育の推進	
5 地域への愛着と誇りを 育む教育の推進	島根県教育課程審議会答申、リーフレット「島根の教育で大切にしたいこと」(再掲) 「平成20年度しまねの学社連携 - 地域教育コーディネーターの取組事例集」
6 すべての子どもたちの 学びを支える取組の推進	平成20年度スクールカウンセラー活用調査研究報告書